

肉用牛の枝肉情報の収集・利用に関する基本方針

1 枝肉情報の収集・利用の目的

- ・ 肉用牛全体で年間約１００万頭（うち和牛は約５０万頭）の格付成績がある中で、肥育農家の理解と協力を得ながら、肉用牛産業全体の共通財産として枝肉情報（耳標番号、肥育者情報、格付情報、子牛登記情報（三代祖に限る。以下同じ。）を連結した情報をいう。以下同じ。）を収集し、改良の推進はもとより肥育農家の経営改善・技術改善等に活用し、国産牛肉生産の振興に資する。

2 「肉用牛枝肉情報全国データベース」の整備

- ・ 家畜個体識別システムの個体識別番号を活用して、枝肉情報の利用について同意が得られた肥育農家（以下「協力肥育農家」という。）が出荷した肥育牛の枝肉情報を対象に、「肉用牛枝肉情報全国データベース」（以下「全国データベース」という。）を構築する。
- ・ 具体的には、協力肥育農家の調査・入力及び協力肥育農家が出荷した肥育牛の個体識別番号に対応する肥育者情報、格付情報の調査・入力等については（公社）日本食肉格付協会、同じく肥育牛の個体識別番号に対応する子牛登記情報の入力等については（公社）全国和牛登録協会が行い、全国データベースの管理・運営は（独）家畜改良センターが行うこととする。

3 ネットワークのセキュリティと個人情報の保護

（１）ネットワークのセキュリティ

- ・ （独）家畜改良センターは、ユーザ（協力肥育農家、当該農家から了承を得た県団体農協等（以下「了承団体」という。）、都道府県、（公社）中央畜産会、（一社）全国肉用牛振興基金協会、（公社）全国和牛登録協会、（独）家畜改良センター等をいう。以下同じ。）に継続的に情報提供できる体制として構築したネットワークについては、セキュリティに十分配慮するものとする。

（２）個人情報の保護

- ・ 肥育者氏名が入ったデータを利用できる者は、協力肥育農家及び了承団体のみとする。
- ・ データ利用権限を与えられていない者についてはデータを利用することはできない。

- ・ 事業目的にそって利用される以外に利用されることはない。

(3) 枝肉情報の機密保持

- ・ (独)家畜改良センターは、データ利用権限を有する者以外の第三者への漏洩を防止し、機密の保持を維持する。

4 協力肥育農家に対する情報提供

- ・ (独)家畜改良センターは、集計情報として①年度別成績、②肥育県別成績、③生産県別成績、④食肉市場別成績、⑤屠殺月齢別成績、⑥種雄牛別成績(種雄牛別母方祖父別成績等を含む。)等进行分析し、協力肥育農家に情報提供する。

5 枝肉情報の利用

- ・ ユーザは、必要に応じて「全国データベース」から情報を引き出して利用する。
- ・ 例えば、以下の例が想定される。
 - ① (独)家畜改良センターは、全国的な改良の動向や家畜改良増殖目標の進捗状況の把握等に活用する。
 - ② (公社)全国和牛登録協会は、枝肉情報に血統情報を付与した情報を生産県別に分別して該当する県支部に提供する。県支部ではこれまで独自に収集した枝肉情報に当該枝肉情報を加えて種畜の能力評価等を行い、繁殖農家等に改良情報として提供する。
 - ③ (公社)中央畜産会は、枝肉情報を生産県別及び肥育県別に分別して該当する県畜産会に提供する。県畜産会では繁殖農家や肥育農家のニーズに応じて経営分析等を行い、経営情報として提供する。

6 その他

- ・ 必要に応じて、法学者を含む学識経験者、肥育農家、繁殖農家、関係団体等を参集して「枝肉情報分析利用委員会」を開催し、情報の収集・利用等について協議するものとする。